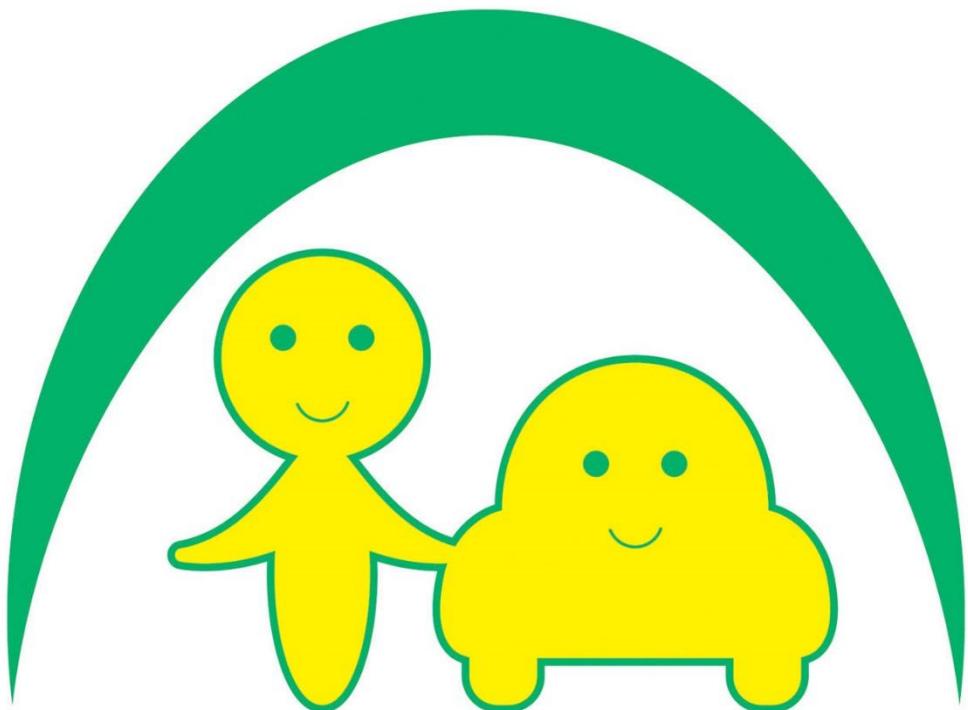


2019 年度

**弘前市交通安全対策連絡会**

**交通安全運動推進要綱**

**『交通あったか運動 in 弘前』**



青森県交通安全シンボルマーク

**弘前市交通安全対策連絡会**



## 1 運動の目的

市民一人ひとりに交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民一体となって暴走行為をさせない環境づくりに向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

## 2 弘前市の年間交通安全運動名

『交通あつたか運動 in 弘前』

## 3 年間スローガン

『あなたも参加 わたしもやります “交通安全”』

## 4 運動重点

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒・暴走運転の根絶
- (5) 自転車の安全利用の推進

## 5 推進方策

弘前市交通安全対策連絡会が中心となり、関係機関・団体との連携を密にして、以降に掲げる推進事項に基づき、弘前市におけるそれぞれの実情に応じた実施計画を策定し、各季の運動期間のみならず年間を通じて、市民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止に寄与する実践活動を積極的に実施する。

## 6 連絡会事業

- ◎ 新入学期の交通事故防止運動（4月7日～4月13日）
- ◎ 春の交通安全市民総決起大会及び交通安全パレード（5月7日）
- ◎ 交通事故死ゼロを目指す日（5月20日・9月30日）
- ◎ 夏・秋・冬の交通安全運動街頭啓発（運動期間中）
- ◎ シートベルト・チャイルドシート着用強調月間（6月1日～6月30日）
- ◎ いきいきシルバー交通安全強調月間（11月1日～11月30日）

このほか、関係機関・団体と相互連携を取りながら交通安全活動を推進していく。

## 7 運動重点に関する主な推進項目

### (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

#### ① 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容

ア 通学路等における幼児・児童の安全の確保

イ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者からの幼児・児童への教育の促進

#### ② 高齢者の交通事故防止のための実施内容

ア 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進

イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

#### ③ 高齢運転者等の交通事故防止のための実施内容

ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発

イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発

ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進

エ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援策の広報啓発による自主返納の促進

オ 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底

カ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

#### ④ 共通項目

ア 反射材用品等の着用の促進

イ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早目の点灯の励行

ウ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用の励行

エ 横断歩道における歩行者優先の徹底と子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進

オ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

## 「信号機のない横断歩道」は「歩行者優先」です！

(一社)日本自動車連盟が行った「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」(H30.8月実施)によると、青森県は2.1%と全国ワースト5位でした。(最高は長野県の58.6%)



«↑↑ひし形マークの先には、横断歩道か、自転車横断帯があります↑↑»

- ・横断歩道が見えたなら、近くに歩行者がいないか十分確認しましょう。
- ・横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速しましょう。
- ・横断歩道を横断している、又は、横断しようとしている歩行者がいる時は、その手前で停止しましょう。

## (2) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

### ① 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の促進

運転者から発見されやすい反射材付きのウェアや靴、明るい目立つ色の衣服等の着用を心掛けるとともに、キーホルダーやシールなど、身の回り品に積極的に反射材をつけるよう努める。

### ② 交通混雑や視認性の低下などによる夕暮れ時と夜間の危険性及び反射材用品や明るい目立つ色の衣服などの着用効果等を理解・認識させる交通安全教育等の推進

### ③ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行

### ④ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用の励行

### ⑤ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

### ⑥ 自転車の夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時等の早めの点灯の促進

## ☆ 夕暮れ時の早め点灯目安時刻 ☆

月	点灯時刻	月	点灯時刻
4	17:00	10	15:30
5	17:30	11	15:00
6	18:00	12	15:00
7	18:00	1	15:30
8	17:00	2	16:00
9	16:30	3	16:30

※点灯目安時刻は、月間で一番早い「日の入り時刻」の概ね1時間前に設定

**早めの点灯を心がけましょう！**

### (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ① 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- ② シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- ③ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- ④ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

### (4) 飲酒・暴走運転の根絶

- ① 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- ② 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキー一バー運動の促進
- ③ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進

- ④ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- ⑤ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行や、飲酒運転、無免許運転及び危険ドラッグ等を使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知等についての指導徹底

### ハンドルキーパー運動とは・・・

自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転の発生を防止する運動です。

## 「あおり運転」は重大事故に結びつく悪質・危険な犯罪です！

### 【次のような行為は、違反です！】

- ・ むりやり前に割り込んだり、幅寄せする行為
- ・ 必要以上に車間距離を詰める行為
- ・ 不必要な進路変更を繰り返したり、急ブレーキをかけたりして他車の進行を妨害する行為
- ・ 執拗にクラクションを鳴らす行為

### 【あおり行為を受けたら…】

- ・ 相手の挑発に乗らない
- ・ 左側端に寄って停止し、相手をやり過ごす
- ・ 相手が降車してきても窓やドアは開けない、ドアロックをする
- ・ 近くの安全な場所に待避（警察署、交番等）

## （5）自転車の安全利用の推進

- ① 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- ② 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- ③ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
- ④ 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- ⑤ 自転車通行空間が整備された箇所における走行ルールの周知徹底
- ⑥ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

## 「自転車安全利用五則」とは・・・

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

## 自転車も損害賠償責任保険等（TSマーク等）に加入しよう

- 1 TSマーク制度（有料）は、自転車利用者の求めに応じ、自転車安全整備店の自転車安全整備士が自転車の点検・整備を行い、道路交通法に定める「安全な普通自転車」であることを確認したとき、そのあかしとして賠償責任・傷害保険付きのTSマークを貼付し、その際、自転車の交通ルールや正しい乗り方等を指導し、自転車の安全利用と自転車の事故防止を図り、併せて、自転車事故被害者の救済を図るもので
- 2 自転車利用者が加害者になり、高額な賠償金を請求される交通事故が増えています。万が一に備え、自転車も損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 3 TSマーク制度（有料）や自転車の整備について、詳しくは、お近くのTSマークのある自転車安全整備店にご相談ください。

## 8 その他の推進項目

### （1）交通ルールの順守・マナーアップの推進

- ① 研修会や街頭指導などの機会をとらえ、「ゆとり」と「思いやり・ゆずり合い」の精神を持った運転を呼びかける。
- ② 横断歩道における歩行者優先の徹底と子供、高齢者、障害者等の交通弱者に対する思いやり運動を促進する。
- ③ 運転者は、右左折及び進路変更の合図を正しく行う。
- ④ 車両から空き缶、たばこ、その他の物を投げ捨てない。
- ⑤ 運転中や歩行中にスマートフォン等の操作等を行わない。
- ⑥ 歩行者は、歩道や路側帯のない道路では、道路の右端を通行する。
- ⑦ 歩行者は、付近に横断歩道があるときは横断歩道を横断し、車両の直前直後の横断や斜め横断はしない。

## (2) 集団暴走行為の追放

### ① 暴走行為をさせない環境づくり

ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。

イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場等の管理の徹底を図る。

### ② 家庭、学校等における青少年指導の充実

学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。

### ③ 暴走族追放気運の高揚

家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。

### ④ 元暴走族に対する再犯防止

暴走族OB（元暴走族）に対し、暴走族との関わりを絶つことや、後輩や少年の勧誘をしない指導を徹底する。

### ⑤ 車両の不正改造の防止等

ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。

イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に追放する。

ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

## (3) 冬道の安全運転の推進

### ① 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。

### ② 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止を図る。

### ③ 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

## (4) 違法駐車の排除気運の醸成

### ① 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。

### ② 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」指導を徹底する。

## 9 青森県の交通安全運動

### (1) 期間を定めて実施する運動

運動名	期 間	重 点
春の全国交通安全運動	5月 11 日 ～ 5月 20 日 (10日間)	○子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 ○自転車の安全利用の推進 ○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○飲酒運転の根絶
シートベルト・チャイルドシート着用強調月間	6月 1 日 ～ 6月 30 日 (1か月間)	○後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底 ○シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進 ○シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け ○高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化
夏の交通安全県民運動	7月 21 日 ～ 7月 31 日 (11日間)	○子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 ○自転車の安全利用の推進 ○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○飲酒運転の根絶
秋の全国交通安全運動	9月 21 日 ～ 9月 30 日 (10日間)	別途実施要綱を定める
いきいきシルバー交通安全強調月間	11月 1 日 ～ 11月 30 日 (1か月間)	別途実施要綱を定める
冬の交通安全県民運動	12月 11 日 ～ 12月 20 日 (10日間)	別途実施要綱を定める

## (2) 年間を通じ隨時実施する運動

- 反射材用品着用促進運動
- 自転車事故防止運動
- 踏切事故防止運動

## (3) 日を定めて実施する運動

- 県民交通安全の日・・・・・・・・・・・・・・・・ 毎月 1 日
- 高齢者交通安全の日・・・・・・・・・・・・ 每月 15 日
- 交通事故死ゼロを目指す日・・・・・・・・ 5月 20 日・9月 30 日

### ◎ 「高齢者交通安全の日」の実施事項

毎月 15 日を高齢者交通安全の日として、県民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進することとする。

### 高齢者交通安全五則

- 1 横断は、左右をよく見てまっすぐ渡りましょう。
- 2 車の直前・直後の横断はやめましょう。
- 3 自転車に乗るときは、交差点や曲がり角で必ず安全を確かめましょう。
- 4 運転するときは、健康状態に気をつけ、余裕ある運転を心掛けましょう。
- 5 外出は、明るく目立つ服装に心掛けましょう。

## 2019 年交通安全スローガン

### <一般部門／運転者（同乗者を含む）に対するもの>

- (最優秀作) ☆チャイルドシート ちいさな VIP の 指定席
- (優秀作) ☆四輪に 無事故を足して 待つ五輪
- (優秀作) ☆全員の ベルトの力チャリが ゴーサイン

### <一般部門／歩行者・自転車利用者に対するもの>

- (最優秀作) ☆危険だよ スマホに夢中の そこの君
- (優秀作) ☆赤信号 わたったうしろに 子供の目
- (優秀作) ☆身につける 夜道のお守り 反射材

### <こども部門>

- (最優秀作) ☆とび出さない いたんとまって みぎひだり
- (優秀作) ☆ちゅういして くるまがくるまも まがりかど
- (優秀作) ☆登下校 いつもの道こそ 要注意
- (優秀作) ☆自転車と いつも一緒 ヘルメット

## 推進機関・団体

弘前市	弘前市連合父母と教師の会
弘前警察署	弘前市保育研究会
(一財)弘前交通安全協会	弘前幼稚園協会
弘前市町会連合会	弘前市母親クラブ連絡協議会
青森河川国道事務所弘前国道維持出張所	弘前建設業協会
弘前労働基準監督署	弘前建築組合
陸上自衛隊弘前駐屯地	弘前左官業組合
東日本旅客鉄道(株)秋田支社津軽地区センター	(公社)弘前観光コンベンション協会
青森県中南地域県民局地域整備部	弘前旅館ホテル組合
弘前市教育委員会	弘前料理飲食業組合
弘前地区消防事務組合	青森県寿司業生活衛生同業組合弘前支部
弘前商工会議所	東日本電信電話(株)弘前支店
(公社)弘前青年会議所	東北電力(株)弘前営業所
つがる弘前農業協同組合	弘南バス(株)
(一社)弘前市医師会	弘南鉄道(株)
弘前市老人クラブ連合会	(株)ムジコ・クリエイト弘前モータースクール
弘前市交通安全母の会連合会	三ツ矢自動車学校
弘前地区安全運転管理者協会	弘前塗装工業会
弘前地区安全運転管理事業主会	弘前地区電気工事業協同組合
(一社)弘前自動車協会	日本郵便(株)弘前郵便局
(公社)青森県トラック協会弘前支部	弘前建具木工組合
(一社)青森県タクシー協会弘前支部	弘前管工事業協同組合
(一社)青森県自動車整備振興会弘前支部	青森県漆器協同組合連合会
青森県自転車軽自動車商業協同組合弘前支部	青森県板金工業組合津軽支部
弘前地区二輪車安全普及協会	弘前地区保護司会
中弘南黒地区高等学校生徒指導協議会	(公社)日本善行会弘前支部
弘前市中学校長会	青森県石油商業組合中弘南支部
弘前市小学校長会	青森スマートドライバー実行委員会